

平成 28 年 第 11 回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成28年11月7日（月） 午前9時00分～午前10時37分

2. 開催場所 白石町役場 3 階大会議室

3. 出席委員（29 人）

1番 片渕久司 委員	3番 岩永廣康 委員	4番 永松英昭 委員
5番 島ノ江 薫 委員	6番 渡辺清一 委員	8番 小野愛子 委員
9番 溝口一博 委員	11番 川崎 悟 委員	12番 山口雪人 委員
13番 松尾利助 委員	14番 中村康則 委員	15番 吉岡保則 委員
16番 山口八州男 委員	17番 稲富正信 委員	19番 山崎春樹 委員
20番 松尾和義 委員	21番 角 眞人 委員	22番 鐘ヶ江善三 委員
24番 中村勝郎 委員	25番 溝口修一郎 委員	26番 石田義明 委員
28番 内野さよ子 委員	30番 緒方昭久 委員	32番 白武一正 委員
33番 土井力雄 委員	34番 小柳眞佐美 委員	35番 本山法夫 委員
36番 吉原春樹 委員	37番 川崎 薫 委員	

4. 欠席委員（8 人）

2番 木室徳好 委員	7番 木下善明 委員	10番 大曲昭太 委員
18番 片渕秋正 委員	23番 竹下一彦 委員	27番 永石幸人 委員
29番 久原菊恵 委員	31番 井崎陽子 委員	

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 (1) 農地法第 3 条の規定による許可申請について

(2) 非農地判断について

(3) 専決事項の報告及び承認について

(4) 平成 28 年白石町農用地利用集積計画（11 号）の承認決定について

(5) 農業振興地域整備計画の 27 号振興計画及び農用地利用計画の変更について

(6) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項 (1) 合意解約の報告
(2) 形状変更届出について

業務連絡事項 (1) 第 12 回農業委員会総会の日時及び場所
(2) その他 農業委員会制度改正の概要説明

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 西山里美	農地農政係長 田中進一	農地農政係長 野中和男
農地農政係 三原淳壱	平田幸子	

7. その他出席職員

農業振興課 農政係長 久原正好	農政係 橋本文英	溝上翔也
-----------------	----------	------

8. 会議の概要

事務局長 おはようございます。

少し天気が回復しまして、お忙しい中にお集まりいただきましてありがとうございます。

定刻になりましたので、ただいまより平成28年11月第11回白石町農業委員会総会を開催します。

まず、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 (会長挨拶)

事務局長 本日は、2番の木室徳好委員、それから7番木下善明委員、10番大曲昭太委員、18番片渕秋正委員、23番竹下一彦委員、27番永石幸人委員、29番久原菊恵委員、31番井崎陽子委員より欠席の届け出がっております。

出席委員は37名中29名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

遅刻ということで届け出がっている委員が、5番の島ノ江薫委員、24番中村勝郎委員、25番の溝口修一郎委員より遅刻の連絡がっております。

以後、議事進行につきましては、規定に基づき会長をお願いいたします。

議事録署名委員の指名

議長 それでは、議事に入る前に、本日の議事録署名委員を指名いたします。

33番土井力雄委員、34番小柳眞佐美委員を指名いたします。

それでは、これより議事に入ります。

1. 農地法第3条の規定による許可申請について 議案番号第193号、議案番号第194号

議長 「農地法第3条の規定による許可申請について」議題といたします。

議案番号第193号、194号は同一案件でございますので、一括して説明を求めます。

事務局長 農地法3条の規定による許可申請について。

議案番号第193号、権利の種類、使用貸借権設定、申請農地の表示、大字福富字北直江〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、大字福富下分字南八左エ門搦〇〇

番、〇〇番、大字福富下分字角兵エ〇〇番、面積、田10,364㎡、畑107㎡、計の10,471㎡、貸付人、白石町大字福富下分〇〇番地、住ノ江区の〇〇相続人の〇〇さん、借り受け人、白石町大字福富下分〇〇番地、六府方区の〇〇さん、耕作面積、田13,314㎡、畑6,989㎡、計の20,303㎡です。稼働力は男2、女2となっております。申請の事由といたしまして、経営移譲年金受給継続のため、後継者に対し使用貸借権の再設定です。期間は平成28年12月1日より50年間となっております。

議案番号第194号、権利の種類、使用貸借権設定、申請農地の表示、大字八平字新開〇〇番、〇〇番、面積が畑の6,882㎡です。貸付人は、白石町大字福富下分〇〇番地、住ノ江区の〇〇さん、借り受け人が、白石町大字福富下分〇〇番地、六府方区の〇〇さんです。耕作面積は、田13,314㎡、畑6,989㎡、計の20,303㎡です。稼働力は男2、女2。これも申請事由は、経営移譲年金受給継続のための後継者に対する使用貸借権の再設定でございます。

〇〇さんは、米・タマネギを中心とした農家と、それから漁業に30年間従事されておきまして、これまで同様、全ての農地の適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係なども問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから申請は妥当と判断し、受理をいたしております。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 説明は終わりました。
これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。
ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。
議案番号第193号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第193号は原案のとおり当委員会にて許可することに決定をいたします。
続きまして、議案番号第194号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第194号は原案のとおり当委員会にて許可することに決定をいたします。

議案番号第195号、議案番号第196号

議長 続きまして、議案番号第195号、196号、これも同一案件でございますので、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第195号、権利の種類、使用貸借権設定、申請農地の表示、大字坂田字坂田山〇〇番、面積が畑の522㎡、貸付人、白石町大字坂田〇〇番地、白岩の〇〇さん、借り受け人が、白石町大字坂田〇〇番地、同じく白岩の〇〇さんです。耕作面積が畑の5,474㎡、稼働力、男1、女1です。申請の事由といたしまして借り受け人の要望です。期間は平成28年11月7日から平成31年11月6日までとなっております。

議案番号第196号、権利の種類、賃借権の設定です。申請農地の表示、大字坂田字坂田山〇〇番、面積が畑の3,847㎡です。貸付人が、白石町大字坂田〇〇番地、白岩の〇〇さん、それから借り受け人が、白石町大字坂田〇〇番地の白岩の〇〇さんです。耕作面積が畑の5,474㎡です。稼働力が男1、女1です。申請事由といたしまして借り受け人の要望ということで、期間が平成28年11月7日から平成31年11月6日となっております。

議案番号第195号と196号につきましては、町が進めております6次産業化の取り組みの一つといたしまして果樹の試験栽培を行うということで、〇〇さんが事業主として貸借をされるものでございます。取得後は全ての農地について適正な利用が認められますので、申請は妥当と判断し、受理をいたしております。ご審議お願いいたします。

議長 これについては地元委員の補足説明をお願いいたします。

〇番 〇番の〇〇です。本件を担当している〇番の〇〇委員が本日欠席ということで、地元委員の補足説明について口述書をいただいておりますので、代読させていただきます。

地元農業委員として、10月26日、事務局、貸付人と現地確認を行いました。本申請は、町が進める特産品開発における試験農園として、その事業の担い手である借り受け人が借用し、地元協力者の助力を受けながら果樹栽培を行われるものであります。借り受け人は、周辺地域において果樹栽培に長年取り組んでおられた実績を認められて本事業の担い手となっております。申請の使用貸借権並びに賃借権の設定については問題ないと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番〇〇です。さっき事業計画というものが出てきましたが、どういう事業ですか。国の制度資金か何かを借りてされるのですか。

事務局長 これは、道の駅開業の準備といたしまして、町の6次産業の係から新規の作物がないかということで、白岩地区の山手で果樹栽培ということで、新規の果樹の栽培を始めるにあたりまして、白岩の方に、〇〇さんをお願いをしまして地元の方の協力を得ながら進めるということで、町の単独事業となっておりますので、国、県の補助はございません。

○番 ○番〇〇です。町単事業ね。何か植えるの。

事務局長 いろいろ計画はされているようですが、鳥獣との闘いにもなりますので、その辺も考慮されてされるものだと思っております。

○番 はい、わかりました。

議長 ほかにございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。
議案番号第195号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第195号は原案のとおり当委員会ですべて許可することに決定をいたします。
続きまして、議案番号第196号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第196号は原案のとおり当委員会ですべて許可することに決定をいたします。

議案番号第197号

議長 続きまして、「非農地判断について」議題といたします。
議案番号第197号、事務局に説明を求めます。

事務局長 非農地判断について。

議案番号第197号、土地の表示、大字坂田字四本松〇〇番、面積が畑の43㎡、所有者、福岡県筑紫野市光が丘〇丁目〇番地、福岡県の〇〇さん、それから龍王村大字坂田〇〇番地、〇〇さん。非農地と判断した事由。現状において、手入れが放置された竹林と化して、農地への再生は困難な状況にあります。また、さが四季彩の森づくり事業が、環境林整備ということで竹林の伐採、それから広葉樹の植栽が実施をされます。圃場整備の有無は地区外となっております。その他参考事項としまして、農振除外が平成10年10月23日に決定公告をされております。

非農地になった原因、それから時期、経過、管理状況などの調査を行いまして、今後、農地として利用されることはない判断をいたしました。また、県による四季彩の森づくり整備事業による整備が実施されますので、非農地と判断をいたしました。

議案、位置図につきましては、2ページから3ページをごらんください。
以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、担当から補足説明がございます。

事務局 失礼します。担当より補足させてもらいます。

10月24日に現地確認を〇〇委員と〇〇委員に行っていただきました。事務局長から今説明がありましたように、農地への再生が困難な荒廃した竹林となっております。本来であれば農地パトロールにあわせて処理すべきものでございますけれども、平成28年度よりさが四季彩の森づくり整備事業、この事業による竹林の伐採及び広葉樹の植栽が、坂田地区の林道南小坂田線、有明南小学校への通学路として今現在利用されている里道の近辺で実施されます。円滑な事業推進を図るため、今回、当該農地を非農地として取り扱いをいたしたく提案させていただいております。ご審議よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。
これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

〇番 〇番の〇〇です。

この事業は町の整備事業に合わせてされるということですが、どちらかという
と町が推進してされているのか、それとも、非農地設定ということなので、ご本

人が推進して何かないだろうかというふうなことで進めてあるのか、その辺のところがよく事業の内容がわからないので、お願いします。

事務局　この事業は、平成27年度、昨年度に町から県に推進をしてきた事業でございます。これは県の事業でございます。理由としましては、竹林、白石町にたくさんございますが、まずこの地区が今回の対象になった理由としましては、平成27年度に台風により通学路が通行止めに2度ほどなったということもございまして、最優先されたのがこの地区になります。こちらは、県の事業を行う上で所有者様より協定書が県と結ばれます。その協定書でもって県が森林組合に事業を委託して竹林伐採をされると。県に確認をとっていますが、所有者よりこの事業の同意は受けていると。ただ、県外にお住まいですので、今現在書類等は送ったりとかして、ご本人との連絡はとれているということです。そういうこともございまして、今年度からの事業でございますので、今回提案させていただいているところでございます。

以上です。

議長　ほかにございませんか。

(質問、意見なし)

議長　ないようですので、採決に入ります。
議案番号第197号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長　ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第197号は原案どおり当委員会承認することに決定をいたします。

3. 専決事項の報告及び承認について
議案番号第198号

議長　続きまして、「専決事項の報告及び承認について」。
議案番号第198号、事務局に説明を求めます。

事務局長　専決事項の報告及び承認について。

白石町農業委員会業務規則第2条の規定により、あっせん委員を指名したので、報告し、承認を求める。

議案番号第198号、申し出農地の表示、大字新拓〇〇番、面積、田の2,032㎡、あっせん申し出者、白石町大字遠江〇〇番地、遠江上の〇〇さん、あっせん委員が〇番の〇〇委員、〇番の〇〇委員でございます。

専決事項で行うあっせん委員の指名につきましては、白石町農業委員会業務規則第2条に規定をされております。規定に基づき、指名の報告をいたしまして承認を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。

これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。

議案番号第198号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第198号は当委員会で承認することに決定をいたします。

4. 平成28年白石町農用地利用集積計画（11号）の承認決定について 議案番号第199号

議長 続きまして、議案番号第199号「平成28年白石町農用地利用集積計画（11号）の承認決定について」事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第199号の農用地利用集積計画（11号）についてご説明いたします。

初めに、所有権移転関係でございます。

今回は6件となっております。整理番号1番から読み上げさせていただきます。

整理番号1番、買い手、新観音、〇〇さん、売り手、遠江上、〇〇さん、土地の表示は、大字新拓〇〇番、田の1筆で2,032㎡、利用目的は米・タマネギ、所有権の移転時期は平成28年11月8日、支払い期限は平成28年11月30日、10a当たりの対価は〇〇円、総額で〇〇円です。支払い方法はJA口座への振り込み、取得後の経営面積は195,826㎡です。

整理番号2番、買い手、新観音、〇〇さん、売り手、唐津市、〇〇さん、土地

の表示は、大字新拓〇〇番、田の1筆で3,031㎡、利用目的は米・タマネギ、所有権の移転時期は平成28年11月8日、支払い期限は平成28年11月30日、10a当たりの対価は〇〇円、総額で〇〇円、支払い方法は佐賀銀行への振り込み、取得後の経営面積は195,826㎡です。整理番号1番、整理番号2番とも認定農業者になります。

整理番号3番、買い手、郷司給移西、〇〇さん、売り手、千葉県、〇〇さん、土地の表示は、大字福田字楠〇〇番、田の1筆で4,972㎡、利用目的はレンコン、所有権の移転時期は平成28年11月8日、支払い期限は平成29年3月31日、10a当たりの対価は〇〇円、総額で〇〇円です。支払い方法は千葉銀行への振り込み、取得後の経営面積は18,351㎡、認定新規就農者です。

整理番号4番、買い手、中区、〇〇さん、売り手、小城市、〇〇さん、土地の表示は、大字八平字新開〇〇番、畑の1筆で5,213㎡、利用目的はレンコン、所有権の移転時期は平成28年11月8日、支払い期限は平成28年12月20日、10a当たりの対価は〇〇円、総額で〇〇円です。支払い方法は佐賀銀行への振り込み、取得後の経営面積は17,550㎡、認定農業者です。

整理番号5番、買い手、南区、〇〇さん、売り手、新明4A、〇〇さん、土地の表示は、大字新明〇〇番、田の1筆で6,066㎡、利用目的はレンコン、所有権の移転時期は平成28年11月8日、支払い期限は平成29年1月31日、10a当たりの対価は〇〇円、総額で〇〇円です。支払い方法はJA口座への振り込み、取得後の経営面積は61,915㎡、認定農業者です。

整理番号6番、買い手、新明2B、〇〇さん、売り手、大和、〇〇さん、土地の表示は、大字新明〇〇番、田の1筆で3,916㎡、利用目的は米・タマネギ、所有権の移転時期は平成28年11月8日、支払い期限は平成28年12月20日、10a当たりの対価は〇〇円、総額で〇〇円です。支払い方法はJA口座への振り込み、取得後の経営面積は43,975㎡、認定農業者です。

次に、利用権設定関係でございます。

2ページから6ページにかけて83件の計画が提出され、うち2件に一部使用貸借の筆を含めたものがありますが、利用権の種類は全てが賃借権設定となっています。そのうち新規が40件、その中で自作地から新規に利用権設定をされるものが20件で、再設定は43件でした。また、農地利用集積円滑化団体であるJAを通して設定されるものは65件です。

今回の利用権の総面積は413,597㎡です。

今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農業生産法人によるものが4件、個人によるものが79件となっています。

なお、今回の計画の中で未相続農地は16件となっています。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして83件とも承認が相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

これについては、議事参与の制限がございまして、○番の〇〇委員、○番の〇〇委員、○番の〇〇委員はそれぞれの整理番号のところで発言を控えていただきます。

それでは、何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

よろしいですか。

○番 ○番〇〇です。1 ページの4 番ですが、地目が畑で利用目的はレンコンとなっています。畑でレンコンの作付をされているのですか。

○番 ○番〇〇です。八平地区新開地区の地目は田ではありません。地目は畑になっているのですが、みんなが思っている畑のような、家の横にある家庭菜園の小さい畑じゃなくて、この畑は、減反政策以降、水田が地目上出来ないため、畑になっているだけです。

○番 わかりました。

議長 ほかにございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。
議案番号第199号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 ありがとうございます。賛成多数と認め、議案番号第199号は当委員会で承認することに決定をします。

5. 農業振興地域整備計画の27号振興計画及び農用地利用計画の変更について
議案番号第200号～議案番号第214号

議長 続きまして、「農業振興地域整備計画の27号振興計画及び農用地利用計画の変更について」。

議案番号第200号から議案番号第214号まで説明を求めます。

農業振興課 失礼いたします。農業振興課農政係より、5番、農業振興地域整備計画の27号振興計画及び農用地利用計画の変更についてご審議いただきたく、説明にまいりました。担当の〇〇と、私、〇〇と申します。よろしく申し上げます。

座って説明させていただきます。

農業振興地域の整備につきましては、農用地利用計画の策定、変更につきましては、事前に農業委員会、それからJ A、それから土地改良区より意見書の提出を求められておりますので、年に1回ほど、この総会に伺っております。

早速ですけれども、説明に入らせていただきます。

3ページの除外と書いてある議案番号第200号から次のページの議案番号第217号、これが農業振興地域の整備計画にかかわる意見をいただきたい部分です。それと、別添資料の図面もありますので、図面も議案番号第200号と上に書いてありますので、場所はそれを照らし合わせながら確認をお願いしたいと思います。

それでは、議案番号第200号から説明をさせていただきます。

申請農地の表示ということで、所在の地番が大字東郷字一本松〇〇番、面積が164㎡。申請者は、西郷の〇〇さんです。ここが、別添の地図の5ページ、6ページになります。六角の普及センターから北に行ったところが申請地となりまして、次のページになりますと、このような細い土地、これが164㎡あります。ここに跡取りさんの農家分家住宅と農業用倉庫を建てるという申請となっております、非常に細長い土地で農地としては生産性が著しく低く、現場は畑のような、田になっていますけれども、水は入れていない畑のような既に泥が入っているような状態で、このまま田にするよりもほかの利用として土地を活用するほうがよいと判断いたしまして、農地から除外行為を行うのはやむを得ないと考えるところでございます。

続きまして、議案番号第201号でございます。大字横手字森田搦〇〇番、これが畑でございます。別添の資料でいきますと7ページ、8ページになります。圃場整備地区内の真ん中に1軒ぼつんと家が元々ありまして、現在はありませんが、8ページを見ますと、宅地の横に畑となっておりますけれども、分筆の形が進入路のような形になっております。当時、圃場整備の換地のときに宅地では登記ができなかったということで、宅地進入路のようなところは畑で登記を当時されている地区がありました。その名残でございます、今回その現地を見れば宅地、宅地というか、田ではないというのは明らかでございます。ですので、今回、農業振興地域の中から畑の44㎡を除外するのはやむを得ないと考えております。申しおくれましたけれども、申請者は現在武雄にお住まいの〇〇さんです。

続きまして、議案番号第202号。大字遠江字新観音〇〇番、〇〇番、〇〇番、面積は合わせて849㎡。申請者は新観音の〇〇さんです。ここは別添のページでいきますと9ページ、10ページとなりまして、北明のライスセンターから東に行きまして、ちょっと固有名詞が出てしまいますけれども、〇〇の交差点から南に行

ったところに申請地があります。10ページになりますと、本家というか本宅がありまして、その西側に息子さん夫婦が家を新たに建てられるというようなところ、現場も見に行っておりますけれども、ここも今年大豆の表作ができないような、水はけが非常に悪いようなところで、ほとんど農作物の生産がなかなかできないような場所になっております。こういうところを宅地進入路と農家分家住宅、この用途に利用するのはやむを得ないのかなと考えております。849㎡でございます。

続きまして、議案番号第203号でございます。大字遠江字満江捌〇〇番、田で97㎡でございます。申請者は太原下の〇〇さんです。ここが、11ページと12ページになりまして、〇〇の北、有明排水路を越えて北側の家になります。ここは、現場に行きますと既に敷地の中に埋められておりまして、ビニールハウス型の農業用倉庫、中に肥料とか機械などが入ってございましたけれども、農業の用途に利用されているということで、農振法的には農業にかかわりのある建物に利用されていますので、この点は余り重要視しておりませんが、現状が田となっていましたので、これを農業用倉庫と、現在現場では使われておりますので、ここは除外を行って宅地にしていただく、むしろその形をとっていったほうが〇〇さんにとってもいいのかなと思っております、この部分も、97㎡であります、やむを得ないのかなと考えております。

議案番号第204号になります。大字馬洗字馬田〇〇番、これが田の20㎡でございます。申請者は馬田の〇〇さんです。ここは、番号でいいますと13ページ、14ページになりますけれども、馬田の交差点から少し北側に行ったところでございます。ここは宅地進入路が非常に長くて、面積的には20㎡ですけれども、とにかく宅地進入路が狭くて、ここを少し広くしないと車が、明らかに現場を見ても落ちるといいますか、そういうところが町内いろいろありますけれども、ほとんど困り果てているというような格好で申請に来られましたので、この部分はやむを得ないと。20㎡でございますけれども、除外するのはやむを得ないという判断で載せております。

続きまして、議案番号第205号。大字福富下分字興福三区〇〇番、〇〇番、これが両方で70㎡でございます。六府方区の〇〇さんの申請です。ここは宅地進入路と、イチゴの営農をされておりますので、イチゴのこん包施設が既に田んぼに少し、三角形のような形で田んぼにはみ出ておりました。16ページを見ていただくと、細い針のような三角形が2カ所ありますけれども、この分が既に現場としては宅地となっておりまして、この分の除外を行って、そして宅地へと地目を変更していただくということで、本人様にはそこまでお願いをしております。この分、70㎡ですけれども、これはもう現場がこうなっておりますので、農振除外を行うのはやむを得ないということで載せております。

続きまして、議案番号第206号。大字福富字楠籠〇〇番、〇〇番、〇〇番でございます。合計で2,265㎡でございます。申請者は上区の〇〇さんでございます。

けれども、簡単に言いますと、県道武雄・福富線沿いに上区にあります〇〇さんですね、タマネギ等の集出荷施設〇〇さんの土地とか建物を管理する会社が〇〇さんということで、申請は〇〇さんとなっておりますけども、簡単に言うと〇〇さんの申請と捉えられても構いません。〇〇さんの近くに2反ぐらいの田がありますけれども、ここが事務所、製品置き場、搬入口、駐車場ということで、繁忙期になりますと県道から車の出入りが非常に多く、それから集出荷の施設でございまして、トラック等が旋回するスペースなど、そういうところが今のところ非常に狭いような状態となっておりますので、今回、十分な敷地を確保して、特にタマネギですけども、4月、6月ぐらいまでの繁忙期の対応、それから県道の出入りをもっとスムーズにするために安全のことも考えての申請となっております。最終的には地元の農家さんたちに恩恵があるのかなということを考えてまして、ここはやむを得ないのではないかとということで載せております。

続きまして、議案番号第207号。大字横手字二本柳籠〇〇番の一部で田の110㎡の申請。申請者は大井の〇〇さんです。ここも宅地進入路です。図面でいいますところの19ページと20ページのところですけれども、ここも非常に長い宅地進入路、ここが狭くて、20番の図面の上に〇〇番宅地というのがあります。ここに1カ所宅地があります。で、宅地進入路の左側に〇〇番の宅地というところがあります。都市計画法によりましては、宅地の進入路をそれぞれにつけなければならないということで、この2軒の家、今まで共有で進入路を利用しておりましたけれども、今回、奥の〇〇番地の宅地のために新たに進入路を設置しなければならないということで、そうしなければ実はこの〇〇番地は、〇〇番地だっと思うんですけど、売買というか、すみません、失念しましたけれども、将来売買か何かの計画があったと思うんですけど、すみません、そこは訂正いたします、私が忘れておりますので。とにかく家1軒に対して1本宅地進入路が必要ということで、ここ2軒ありますので新たに設置というような格好になっております。幅は2m程度で奥行きがかなり長くて、その面積が60㎡ということになっております。

続きまして、議案番号208号。牛屋東分の東松〇〇番地の一部、面積が463㎡で、申請者は東上の〇〇さんでございます。変更理由は農家分家住宅と農業用機械倉庫です。地図でいうところの21ページと22ページになりまして、JA南有明支所から南に行ったところです。ここは22ページのと通りの倉庫、これを、大規模農家さんでございまして、機械とか今のところ野ざらしにしていちゃいますので、農振除外を行うことで整理をしたいと。家を、農家分家住宅を新築する。それプラス倉庫なども整理をしなければならないという計画があるということで、そのための農振の除外ということでやむを得ないと考えております。

続きまして、次のページの4ページ目になります。議案番号209号になります。大字牛屋字柳籠〇〇番地の一部と〇〇番の一部、それから大字牛屋字東谷〇〇番の一部で、合わせまして1,280㎡の申請です。申請者は日登の〇〇さんで

す。ここは生産資材置き場と宅地進入路でございます。24ページを見ると、真ん中に道路が走っておりまして、そこから字が変わっております。北側が柳箆、南側が東松、そうですね、そうなっております。北側の宅地進入路が既に裏に行くために現場を埋められておりまして、田んぼを少し宅地進入路用に使われておりますので、現場と農振の利用計画との相違がありますので、今回その修正を行うということで、宅地進入路、それから田のままになっておりますので、宅地にさせていただくということをお願いしております。それから、道挟んで南側ですね、生産資材置き場と書いておりますけれども、簡単に言いますと水稻の苗置き場、それからタマネギの苗置き場、車が入れるようにしたいというご要望がありまして、それから、今大きな小屋を建てられておりまして、漁業もされております関係から小屋関係をこれを機に整理をしたいという要望もありまして、南側を一部お願いできないかというものでございます。農業に関係のあることではございましたのでやむを得ないということで、申請をしていただいて表に載せております。

議案番号第210号、牛屋字東松〇〇番。面積が1,817㎡で、申請者は戸ケ里の〇〇さんです。ここは別添ページでいいますと25ページ、26ページになりまして、南有明支所から南に行ったところの3差路、大きな町道とぶつかるところに運送会社がありまして、26ページを見ますと、このように少し黒で囲っているように非常に不整形な土地になっておりまして、ここが、運送業を既にされておりますけれども、今のところ車が足りない。この方の住まいが南戸ケ里の土井崎といひまして、廻里江川沿いにありますけれども、大きな4 t ダンプとかそういうダンプで騒音問題が、そこで修理なんかをされております関係で夜とか騒音問題などがありまして、あそこでは事業ができないということで、ぜひこのところに事業を集約したいというようなことがありましたので、不整形な土地で生産性もそれほどよくないような土地だと判断しておりまして、戸ケ里の周辺の方々に、それからこの東上も周辺の隣接者の方からは一応承諾書をとっていただいております。東上の区長さんあたりからもとっております。地元からは何もないと判断いたしておりますので、このところの申請を上げさせてもらっております。

続きまして、議案番号第211号。戸ケ里の四本樟〇〇番地、771㎡の田で、申請者は戸ケ里の〇〇さんです。建設資材置き場、作業所、作業員の駐車場でございまして、別添の地図でいいますと27、28になります。スカイパークふれあい郷の目の前に〇〇という建物がありますけど、そこから北に入ったところでございます。建築業をされてございまして、その自分の土地ではございまして、離れたところにほかに小屋がございまして、年数がたっているということで、建築業としても規模拡大を目指しておられるということで、これを機に整理をして、作業員の駐車場なども何もないので、そういうところを確保したい。作業所とか資材置き場とかを整理をしたいという上での申請でございます。地元から

昔から根づいた大工さんでございまして、規模拡大を妨げるわけにはいきませんし、離れたところに小屋がございませうけれども、防犯上、余りよろしくないというような本人さんの強い要望がございましたので、ここはやむを得ないのかなと思ひまして議案番号第211号に載せております。

続きまして、議案番号第212号。大字戸ケ里字四本松〇〇番と〇〇番、合計1,072㎡です。ここは戸ケ里の〇〇さんという方の申請ですけれども、簡単に言えば〇〇さんでございませう。ここが図面でいいますと29ページ、30ページということになりますけれども、以前、廻里津の交差点が両方とも歩道を拡幅した関係で歩道がかなり〇〇さんに入っており、駐車場スペースがなくなったという経緯がございまして、今の駐車場はありますけれども職員の数が多くて、事業といひませうか、規模の拡大をされておりますので、病床の受け入れとかも、老人ホームとかの受け入れもする上で車の台数が非常に必要ということで、場所は、廻里津の交差点から東に行ったところに家が解かれておりまして更地になつて宅地がございませう。そこを駐車場に使わせていただけないかということで、両方25台分ですな、ということで申請がございまして、確かに非常に狭いなというような感じはいたしましたので、このところに集約ができればスマートになるのかなと考へてはおります。〇〇さんからの申請となっております。

続きまして、議案番号第213号。深浦の神水場搦〇〇番の一部で田の586.5㎡です。ここは、申請者といひませうか、土地の利用者が〇〇さんです。〇〇さんから東に行く線路がありまして、その線路を越えたところに圃場を借りられておりますけれども、そこが旧町時代から既に埋まっているような状態で、駐車場とか離合スペースのような感じになつておりまして、その後その土地自体はかなり耕作放棄地のような状態になつておりまして、そこを借りて〇〇さんが農地をよみがえらせていただいたという関係がございませう。〇〇さんが借りる前から前の人が埋めてハウスをしておられたので、しやすいようにされておつたとは思ひませうけれども、もうハウスもありませんし、駐車場とか離合スペースに使われておりますので、その部分一部を、全部の面積じゃなくて一部をここは農振除外をしたほうが、計画と現場との相違がありましたので、それを合わせるということで申請を上げさせております。

除外の最後になりますけれども、議案番号第214号、大字新拓〇〇番です。157㎡の面積で、申請者は新拓3号の〇〇さんです。ここはタマネギ保管庫と駐車場ということですが、既にタマネギ保管庫はございませうけれども、地図でいうと33、34ページでございませうけれども、少し、東と南に2mばかりですかね、そのぐらい広げるといふようなことで、ビニールハウスとタマネギ小屋がかなり道路に近接しているということで、自分で言われましたけど、ほとんど路駐をしている状態なので小屋とビニールハウスを田んぼに少し引きたいということで、そしたら交通安全のことも考へてらっしゃるといふことですねということで、このことを考へればやむを得ないと考へておりまして、157㎡の申請を上げ

させてもらっております。

以上が除外の説明となります。

続きまして、編入ですね、3件ですけれども、説明をいたします。

農業振興課 議案番号215号、大字福吉字四本黒木〇〇番、〇〇番、〇〇番、地目は田で、面積が6,942㎡、場所が、県道武雄・福富線沿いのメディカルモールの西側の圃場の3つとなっております。平成26年の農振除外の見直しによって、メディカルモールの隣ということもあり、商業施設などの誘致のために除外していたところ、地元から農地・水の受益面積に戻したいという強い要望があり、今回、編入することとしています。ページ数は35ページ、36ページ。

続いて、議案番号216号、大字遠江字太原搦〇〇番、地目は田で、面積は341㎡、申請者は南区の〇〇様、別添の資料は37ページ、38ページ。ここは新規開田ということで、もともと宅地となっていたところを現在は田んぼとして利用されています。周りの圃場と比べても、周りの圃場にもなじんでおり、今回から農振地域に編入することとしています。

議案番号217番、大字堤字嘉瀬川〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、地目は田で、面積が3,756㎡となっております。嘉瀬川地区から申請がありました。ここも平成26年の農振除外の見直しで、図面でいくと40ページの〇〇番のところが残土置き場となっており、ここを見直しで除外しております、そこがまた南の圃場まで広がる可能性もあり、その見直しのときに4枚とも除外していたところを、また嘉瀬川地区から農地・水の受益地に戻すために、農振地域に今回編入することとしています。

以上です。

農業振興課 長い時間でしたけれども、ありがとうございます。

以上で全ての農振の除外と編入の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

議長 ただいま議案番号第200号から議案番号第217号まで説明がございました。

これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

〇番 〇番、〇〇です。議案番号217号ですけど、申請者が嘉瀬川地区ってなっておりますけど、私、区長を現在しているのですが、申請者は誰が来たのかなと思っておりますね。編入届をしたのは誰なのか。

農業振興課 相談記録簿がありますので、それを今から確認してきます。

〇番 後でいいです。

農業振興課 わかりました。後から報告いたします。

議長 それでは、議案番号第217号は保留にいたしまして、ほかの部分で承認を得たいと思います。

議案番号第200号から議案番号第216号まで、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第200号から議案番号第216号まで当委員会で承認することに決定いたします。

6. 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

議案番号第218号～議案番号第229号

議長 続きまして、「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」議題といたします。

農地の売り渡し希望で議案番号第218号から議案番号第224号まで一括して説明を求めます。

事務局長 議案番号第218号、申し出農地の表示、大字福富字福田捌〇〇番、田の3,484㎡、あっせん申し出者、大字福吉〇〇番地、東深通の〇〇さん。

議案番号第219号、申し出農地の表示、大字福吉字外籠〇〇番、〇〇番、面積が田の合計で5,200㎡です。あっせん申し出者、白石町大字福吉〇〇番地、東深通の〇〇さん。

議案番号第220号、申し出農地、大字遠江字松〇〇番、田の3,477㎡、同じく大字遠江字松〇〇番、田の4,948㎡、同じく大字遠江字松〇〇番、田の5,428㎡、大字新拓〇〇番、田の1,200㎡、同じく大字新拓〇〇番、田の968㎡、合計の16,021㎡です。あっせん申し出者は、白石町大字築切〇〇番地、道目の〇〇さんです。

議案番号第221号、申し出農地、大字福富字柳〇〇番、田の3,283㎡、あっせん申し出者、白石町大字福富〇〇番地、中区の〇〇さん。

議案番号第222号、申し出農地、大字八平字八平〇〇番、畑の4,341㎡、あっせん申し出者、白石町大字福富下分〇〇番地、六府方区の〇〇さん。

議案番号第223号、申し出農地、大字八平字新開〇〇番、畑の2,805㎡、あっせん申し出者、白石町大字福富下分〇〇番地、東六府方区の〇〇さん。

6 ページになります。議案番号第224号、大字新開〇〇番、畑の3,462㎡、同じく大字新開〇〇番、畑の3,426㎡、あっせん申し出者、白石町大字深浦〇〇番地、室島の〇〇さんです。

それから、きょう追加で入れておりましたが、議案番号は飛んでおりますけども、売り渡し希望の追加がありますので、引き続いて説明をいたします。

議案番号第228号、申し出農地、大字八平字新開〇〇番、畑の3,954㎡、あっせん申し出者、白石町大字福富下分〇〇番地、六府方区の〇〇さん。

議案番号第229号、申し出農地、大字八平字新開〇〇番、畑の2,960㎡、あっせん申し出者、白石町大字福富下分〇〇番地、六府方区の〇〇さんです。

それから、すみません、1 ページ戻りまして、農地の借り受け希望者です。

議案番号第225号、希望農地の条件としまして、大字遠江、新拓、築切、横手、それから2番で1区画が30 a 以上の田の合計3 haということで、作付目的がタマネギとレンコンとなっております。借り受けでも買い受けでもよいということです。あっせん申し出者、白石町大字遠江〇〇番地、新観音の〇〇さんです。

議案番号第226号、希望条件、大字福富、香焼から中移地域、1区画が40から60 a の田を1筆ということで、作付目的は米・麦となっております。借り受け希望です。あっせん申し出者、白石町大字福富〇〇番地、中区の〇〇さんです。

議案番号第227号、希望農地の条件、大字福富下分、八平、字新開を除くということです。合計2 ha希望、作付作目は米・タマネギ・キャベツです。借り受け希望となっております。あっせん申し出者、白石町大字福富下分〇〇番地、東区の〇〇さんでございます。

以上、議案番号第218号から議案番号第229号まで9件につきまして、白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領5の(8)に農業委員の中からあっせん委員を2名指名すると定められておりますので、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

それでは、あっせん委員さんをよろしく願いいたします。

議案番号第218号。

〇番 〇番と〇番。

議長 〇番と〇番。

続いて、議案番号第219号。

〇番 〇番と〇番。

議長 〇番と。

○番 ○番。

議長 ○番ですね。これは2つともですね。

○番 はい。

議長 それから、議案番号第220号。

○番 ○番と○番。

議長 ○番と○番ですね。これ全部ですね。

○番 はい。

議長 それから、議案番号第221号。

○番 ○番と○番。

議長 ○番と○番ですね。
それから、議案番号第222号。

○番 ○番と○番。

議長 ○番と○番。
それから、議案番号第223号。

○番 ○番と○番。

議長 ○番と○番。
それから、議案番号第224号。

○番 ○番と○番。

議長 ○番と○番ですね。これ2つともですね。

○番 はい。

議長 それから、きょうの追加の分で議案番号第228号。

○番 ○番と○番。

議長 ○番と○番。
それから、議案番号第229号。

○番 同じく○番と○番。

議長 ○番と○番。
それから、借り受け希望の議案番号第225号。

○番 ○番と○番。

議長 ○番と○番。
それから、議案番号第226号。

○番 ○番と、○番。

議長 ○番と○番。
それでは、議案番号第227号。

○番 ○番と○番。

議長 ○番と○番ですね。
それでは、確認いたします。
議案番号第218号が○番○○委員と○番○○委員、それから議案番号第219号が○番○○委員と○番○○委員、2つともですね、それから議案番号第220号が○番○○委員と○番○○委員、5つともですね、それから議案番号第221号が○番○○委員と○番○○委員、それから議案番号第222号が○番○○委員と○番○○委員、議案番号第223号が○番○○委員と○番○○委員、それから議案番号第224号が○番○○委員と○番○○委員、2つともですね、それから議案番号第228号が○番○○委員と○番○○委員、議案番号第229号が○番○○委員と○番○○委員、それから借り受け希望の議案番号第225号が○番○○委員と○番○○委員、議案番号第226号が○番○○委員と○番○○委員、議案番号第227号が○番○○委員と○番○○委員、以上になります。

それでは、事務局の担当をさせていただきます。

事務局長 事務局より担当を言います。

議案番号第218号が〇〇、議案番号第219号が〇〇、議案番号第220号が〇〇、議案番号第221号も〇〇、それから議案番号第222号が〇〇、それから議案番号第223号と議案番号第224号が〇〇、それから借り受けはございませんので、議案番号第228号と議案番号第229号が〇〇でございます。

以上、連絡調整につきましては担当によろしくお願いいたします。

議長 それでは、選任された方よろしく申し上げます。

これで議案が終了いたしましたので、先ほど保留にしている案件について、町より説明があります。

農業振興課 おはようございます。本日はお疲れさまです。農業振興課の農政係、〇〇でございます。

先ほどの議案番号第215号と議案番号第217号の編入の件につきましてご説明をいたしたいと思えます。

そして、議案番号第217号の嘉瀬川地区のところでございます。ここは、申しわけございません、平成27年3月27日というところで申請がなされているということは記録にあります。ただ、申請者が嘉瀬川地区というところと、あとそういった現地の状況等をうちが記録に残っていたというところで、今回編入というところでこの場に審議をお願いしてるところでございましたが、具体的な内容につきまして十分中身が判明をしないままに議案として上げさせていただいたというところで、議案番号第217号の嘉瀬川地区につきましては十分今後区長様ともお話ししながら協議、検討していきたいと思っておりますので、今回は取り下げをお願いさせていただきたいと思っております。

以上です。

○番 地元関係者等と話をし確認を行い、改めて編入届の手続を行うということですね。

農業振興課 はい、そうです。

○番 はい、わかりました。

議長 ほかにございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、先ほど保留になっておりました、議案番号第217号は取り

下げをいたします。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)
 1. 合意解約の報告
 2. 形状変更届出について

議長 続いて、業務連絡事項に移ります。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)
 1. 第12回農業委員会総会の日時及び場所
 2. その他 農業委員会制度改正の概要説明

議長 それでは、この後、制度改正について説明を求めますけれども、一応締めたい
 と思います。
 本日の総会を閉じさせていただきます。
 どうもご苦労さまでした。

閉会時刻 10時37分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第27条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第18条の規程により、ここに署名する。

平成 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員